

高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

令和7年6月25日
消防庁予防課

これまでの経緯

○平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進

○平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、
消防事務の一部について**連携・協力の仕組み**を創設

○平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）

○令和6年4月【第Ⅳ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和11（2029）年4月1日（5年延長）
・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を
新たに位置づけ
・**連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示**
・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

【背景】

●小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進
平成7年：全931消防本部のうち623本部（66.9%）が管轄人口10万人未満

【背景】

●市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況
平成18年：全811消防本部のうち487本部（60.0%）が管轄人口10万人未満

【法制化の概要】

●広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

【平成30年4月1日までの実績】

●平成18年以降、52地域で広域化が実現
●消防本部数が減少
平成30年：全728消防本部のうち433本部（59.5%）が管轄人口10万人未満

【消防本部の規模目標】※令和6年改正の基本指針においても同様

・全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
・特定小規模消防本部（職員数50人以下）は原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

【参考】大規模な広域化の例

- ① 奈良県広域消防組合（管轄人口約91万人）→ほぼ全県1区
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② とちぎ広域消防事務組合（北海道・管轄人口約35万人）→管轄面積日本最大（10,828km²=岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【令和6年4月1日までの実績】

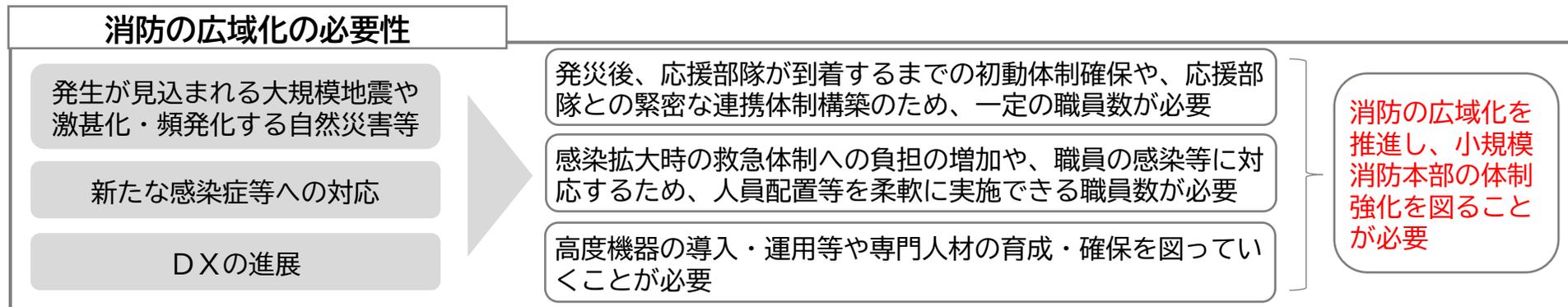
●平成18年以降、59地域で広域化が実現
全720消防本部のうち432本部（60.0%）が管轄人口10万人未満
●連携・協力による指令センターの共同運用：55地域229消防本部で実現

【背景】

●大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
●全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
●指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

市町村の消防の広域化に関する基本指針（改正概要）

（制定：平成18年7月 最終改正：令和6年3月）



広域化の推進方策

○広域化推進の方向性

- ・ 広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能
- ・ **中心消防本部**は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割
- ・ **都道府県**は、小規模消防本部や連携・協力等の状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討
- ・ 市町村への消防カシミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導
- ・ **国**は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や広域化の効果等を分析するシステムの提供、消防広域化推進アドバイザーの派遣等

連携・協力の推進方策

○連携・協力の推進の方向性

- ・ 第Ⅲ期に広域化した7地域のうち5地域は連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現につながると考えられることから積極的に推進
- ・ 指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用（ゼロ隊運用・直近指令）の実施を推進

○連携・協力の類型

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③**高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務**
- ④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

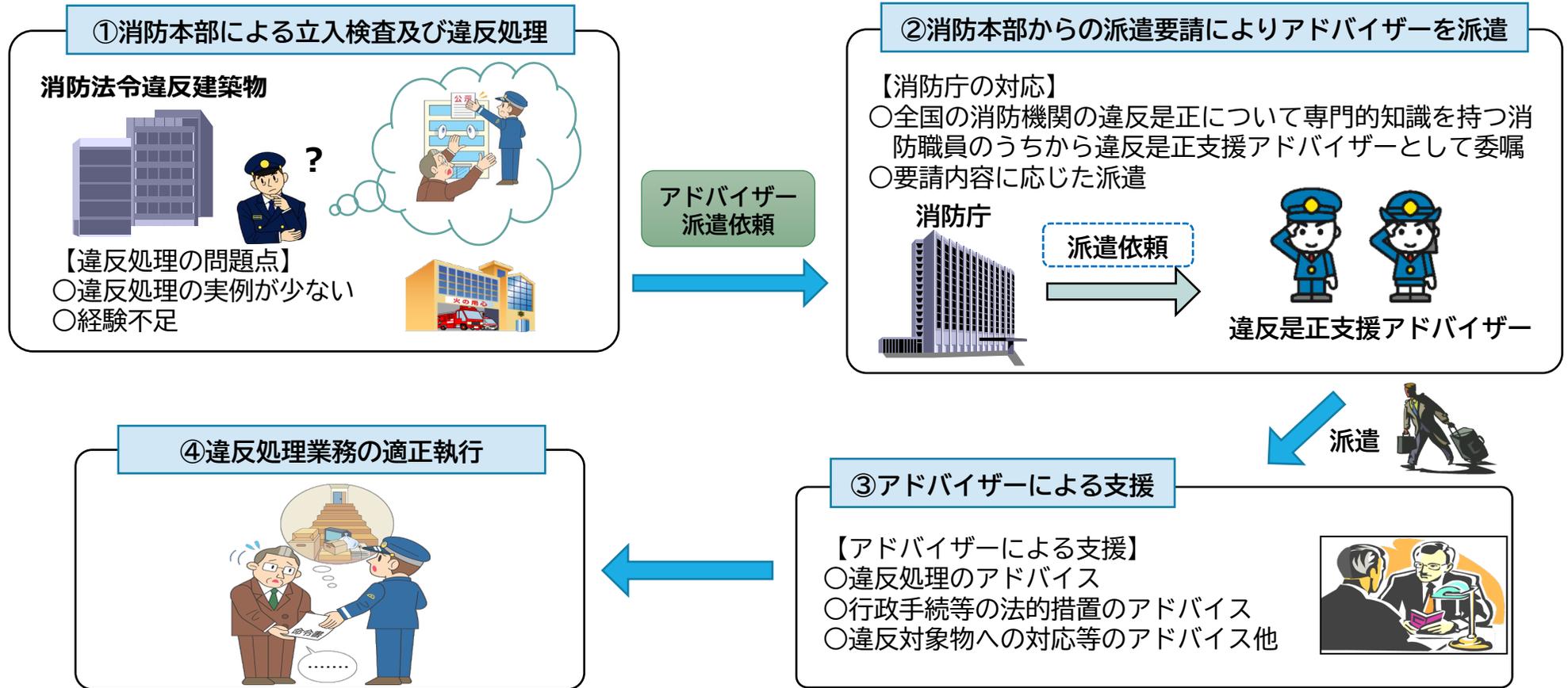
消防本部の声

- 予防業務に関する知識・スキルは、消防本部間で開きがある。特に小規模消防本部は、少人数のため人事異動などにより組織的に技術を維持することが難しい。また、防火対象物数が少なく経験不足になりやすい。
- 予防業務は、消防法令にとどまらず、建築基準法等の広範な法令の知識が必要であり、専門的な人材育成に苦慮している。
- 建築物等の大規模化・複雑化が進展し、大規模消防本部においても専門的知見を持つ予防分野の人員が不足している。
- 立入検査や違反処理においては、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が必要となるが、機会が少なく、組織的に浸透しない。
- 火災原因調査において、火災件数が減少していることから、組織内における技術の伝承が難しい。また、大規模災害時には多数の火災原因調査が発生するうえ、復興時には多くの手続きが集中し一時的に業務量が増大する。

違反是正の支援に係る現行の取組①

違反是正支援アドバイザー制度

違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等を違反是正支援アドバイザーとして委嘱し、各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うことを目的として平成22年度より実施している。



違反是正支援アドバイザーの活用数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
93名	99名	93名	98名	42名※	71名	89名	96名	100名

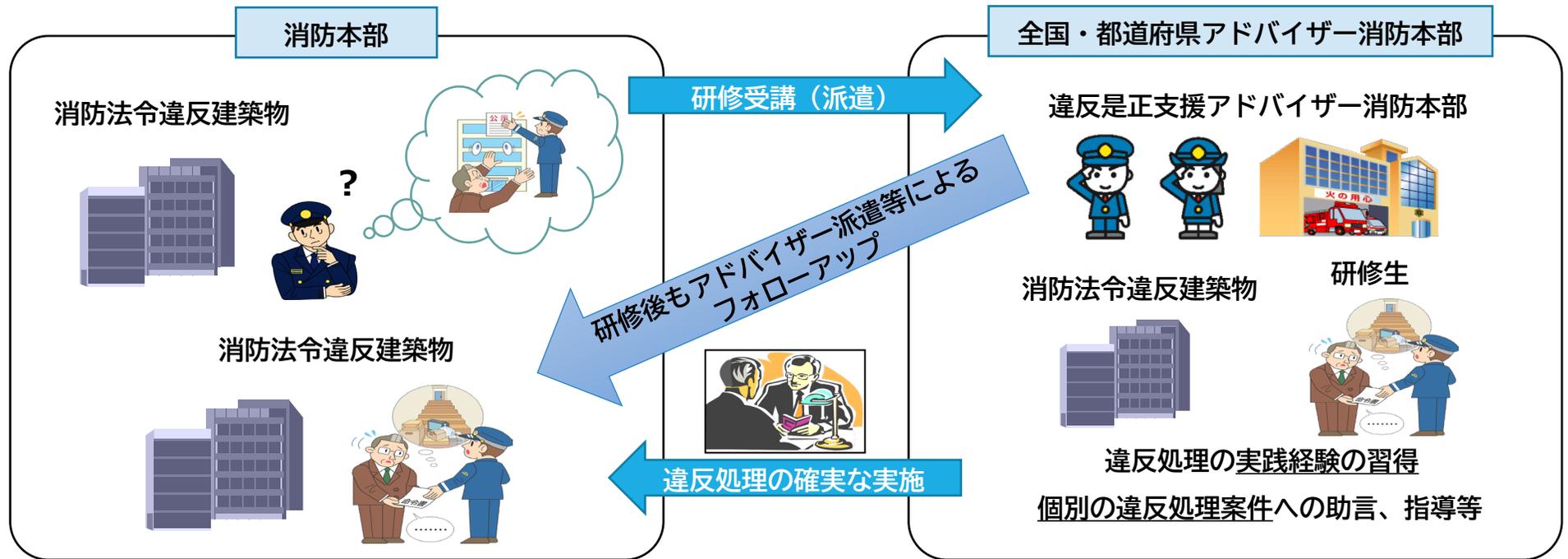
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等が中止となり派遣数が減少している。

違反是正の推進に係る実務研修事業

消防機関による違反処理状況には地域等により差異が見られ、長期間、消防法令違反が是正されていない状況や、重大な特定違反が改善されていない事例が見受けられることを踏まえ、平成25年度から消防本部の職員を違反処理の経験が豊富な大都市消防本部等に派遣する「違反是正の推進に係る実務研修」を実施している。

平成29年度より、すべての消防本部を受講対象に拡充し、目的に応じた3つの実務研修を実施している。

- ①研修受講後に違反処理(命令)を行い違反を是正する【区分A】研修(5日間)
- ②研修受講後に違反処理(警告)を行い違反を是正する【区分B】研修(3～5日間)
- ③【区分B】研修の研修方法を習得する【区分C】研修(リモート)



違反是正の推進に係る実務研修事業

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
49消防本部	52消防本部	80消防本部	89消防本部	44消防本部※	102消防本部	152消防本部	160消防本部	185消防本部

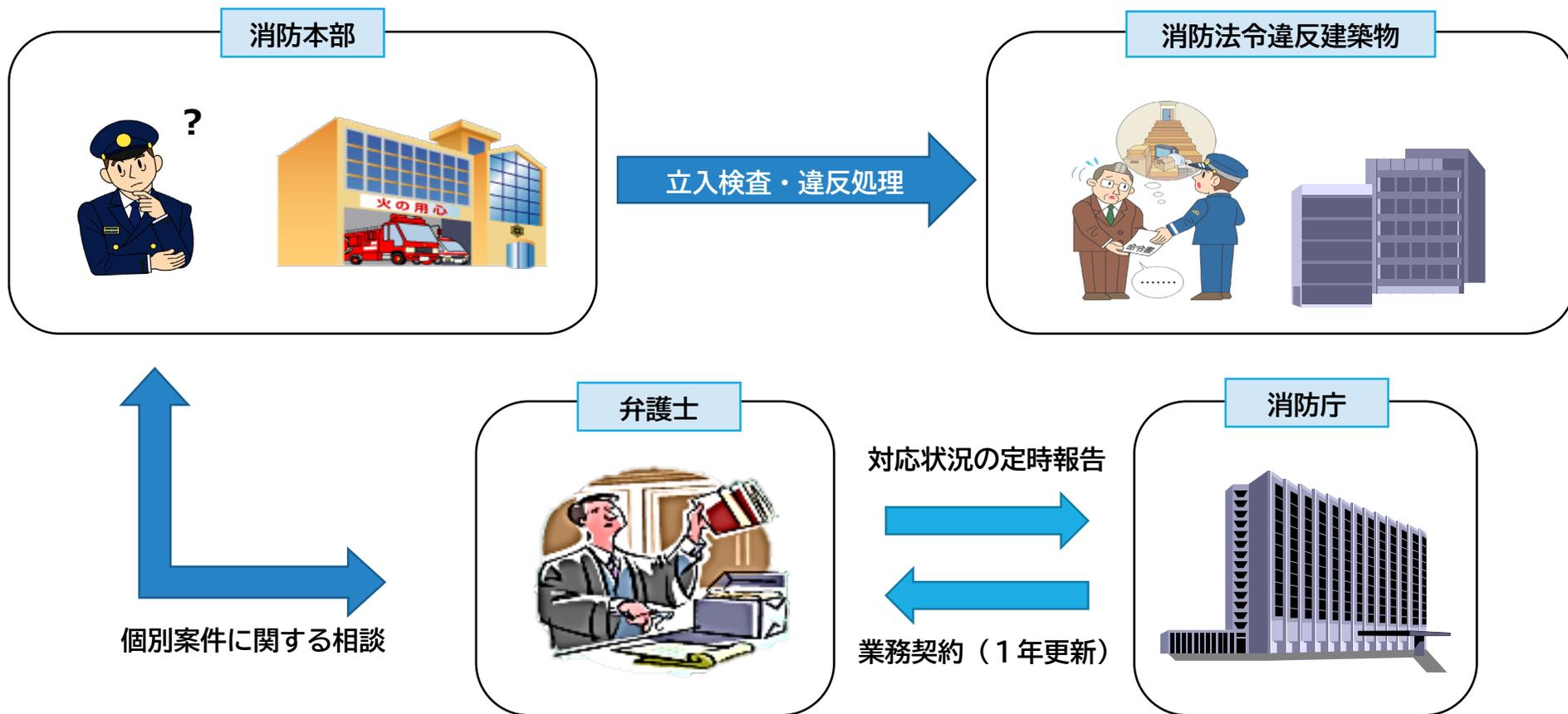
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修を中止しているため受講数が減少している。

違反是正の推進に係る弁護士事業

危険性や悪質性の高い違反対象物等に対して厳格な措置を行っていく必要性がさらに高まっている一方、雑居ビル等をはじめとした建物の管理・所有形態の複雑化や、行政措置に対する訴訟への対応等において、消防法令に加えた幅広い高度な法律知識が必要となっていることから、消防本部における違反是正推進のための法的支援を行えるよう、全国9カ所に相談弁護士を配置する「弁護士事業」を、平成25年7月から実施している。

【概要】

- メールにより、違反是正に係る法的なアドバイスを受けることができる。必要に応じて電話・直接相談。



違反是正の推進に係る弁護士事業

地域	都道府県	事案数										
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
北海道	北海道	11	6	29	12	7	11	11	11	14	7	119
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県	8	13	35	63	60	32	36	30	29	22	328
北関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 長野県	26	31	29	61	59	46	34	22	26	28	362
南関東	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 静岡県	20	59	67	43	67	36	33	58	53	47	483
東海	愛知県 岐阜県 三重県	18	12	23	23	47	29	26	41	27	44	290
東近畿	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県	23	34	16	21	29	58	51	31	21	22	306
近畿	大阪府 兵庫県	18	28	27	31	23	22	19	22	23	26	239
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	16	20	51	49	54	30	26	12	36	39	333
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	29	26	19	26	22	10	13	7	11	10	173
合計		169	229	296	329	368	274	249	234	240	378	2766

消防研究センターの原因調査等

1 火災原因の長官調査

(1) 主体

消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官が特に必要があると認めた場合に実施する火災原因調査

(2) 要請

消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官が消防長又は都道府県知事から求めがあった場合に実施する火災原因調査

2 危険物流出等事故原因の長官調査

消防法第16条の3の2第4項の規定に基づき、消防庁長官が市町村長等から求めがあった場合に実施する危険物流出等事故原因調査

3 センター調査

(1) 依頼

消防長等又は市町村長等からの消防研究センターに対しての依頼により実施する火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査

(2) 自主

前各項各号以外で、消防研究センター所長が必要と認めて実施する火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査

4 調査技術会議

各消防本部における様々な火災原因調査及び危険物流出等事故原因調査の事例を公表することにより、火災や事故の原因のみならず、火災原因調査や危険物流出等事故原因調査の進め方や行政反映方策などを共有し、全国消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として開催する製品火災に関する現地調査会議（全国6都市 各1回）

火災原因調査の支援に係る現行の取組

原因調査実施状況（平成26年度以降）

令和7年3月31日現在

年度	長官調査 (主体)	長官調査 (要請)	センター調査 (依頼)	センター調査 (自主)	計
H26	1	0	139 (1)	0	140 (1)
H27	2	0	151	0	153
H28	1	1	158	0	160
H29	1	0	111	7 (7)	119 (7)
H30	2	2 (2)	150 (2)	2 (2)	156 (6)
R1	0	0	154	0	154
R2	0	1	136	0	137
R3	1	1	132 (1)	0	134 (1)
R4	0	0	142 (1)	0	142 (1)
R5	1	0	123	0	124
R6	1	0	166	0	167
計	10	5 (2)	1562 (5)	9 (9)	1586 (16)

() 内は危険物流出等の事故原因調査・内数

- 各消防本部における予防業務の執行体制（組織構成・配置職員の経験年数・他業務との兼任状況等）を分析する。
- 広域化している消防本部、予防分野における連携・協力を行っている消防本部、どちらも行っていない消防本部のそれぞれに対してヒアリングをし、メリットや効果、課題等を整理する。
- 基本指針に基づく連携・協力以外の消防本部間の取組についても情報収集を行う。
- 広域化及び連携・協力の前後における立入検査実施数や違反処理件数の推移、予防業務に専従する職員数と立入検査実施数、違反処理件数との関係など、定量的なデータの収集と分析を行い、広域化及び連携・協力の効果と現状の課題を把握する。
- 各課題に対する実効性を伴った具体的な方策（仕組み作り）について検討する。

検討スケジュール（予定）

令和7年6月	第1回予防行政のあり方に関する検討会
令和7年7月～	火災予防の実効性向上検討部会 3回程度開催
令和8年2月	第2回予防行政のあり方に関する検討会

火災予防の実効性向上検討部会

- 委員 （敬称略五十音順）
- <学識経験者>
- 木作 尚子 名古屋大学減災連携研究センター
特任准教授
- 関澤 愛 NPO法人日本防火技術者協会 理事長
- 中川 丈久 神戸大学大学院 法学研究科 教授
- 水野 雅之 東京理科大学大学院 創域理工学研究科
国際火災科学専攻 教授
- 森山 修治 日本大学非常勤講師（元日本大学教授）
- <消防機関>
- 河井 強 東京消防庁 予防部 防火管理課長
- 神原 祥司 横浜市消防局 予防部 指導課長
- 北野 貴之 千葉市消防局 予防部 予防課 査察対策室長
- 萩原 実 大阪市消防局 予防部 予防課 査察担当課長
- 増沢 健 東京消防庁 予防部 査察課長
- 松岡 信幸 盛岡地区広域消防組合消防本部 予防課長
- 山田 正人 京都市消防局 予防部 予防課長
- オブザーバー
- 全国消防長会
一財）日本消防設備安全センター